

令和6年3月

消費税 外税変更のお知らせ

院内施設の使用料につきまして、これまで消費税内税方式で請求させていただいておりました。

しかしながら、昨今の光熱水費の値上がりに伴い、令和6年4月1日以降利用分より、使用料とは別に消費税をいただくこととしました。

令和6年3月31日以前の利用料につきましては、今まで通り内税方式で請求いたします。

このたびの消費税 外税変更につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

益田赤十字病院長